

介護給付費算定に係る体制等状況

( 令和4年10月1日改定 )

事業所番号	2770803126	変更年月日
事業所の名称	ヴァンサンク ボルテ	令和3年4月1日
サービス提供時間	3時から4時間	

通所介護（1回単位）			介護予防通所介護（1月単位）		
介護度別単位（サービスコード）			介護度別単位（サービスコード）		
要介護	1 (15-2241)	368	要支援	1 (A6-1111)	1672
	2 (15-2242)	421		もしくは週1回程度の要支援2 (A6-1221)	
	3 (15-2243)	477		2 (A6-1121)	3428
	4 (15-2244)	530			
	5 (15-2245)	585			
項目・加算	内容	単位数	項目・加算	内容	単位数
地域区分	2級地（16%）	10.72円	地域区分	2級地（16%）	10.72円
施設等の区分	通常規模				
			運動器機能向上加算 (A6-5002)	(支援1・2)	225
入浴介助加算 I (15-5301)	あり	40	運動器機能向上加算/2 (A6-5012)	(支援2で週1回)	225
入浴介助加算 II (15-5303)	あり ※3	55	口腔機能向上加算 I (A6-5004) ※4	(支援1・2)	150
個別機能訓練体制 I □ (15-5053)	あり	85	口腔機能向上加算 I (A6-5014) ※4	(支援2で週1回)	150
個別機能訓練体制 II (15-5052)	あり	20/月	生活機能向上連携加算 II 1 (リハなし) (A6-4002) ※8	(支援1・2)	200
生活機能向上連携加算 II (15-4003) ※8	あり	100/月	生活機能向上連携加算 II / 2 1 (リハなし) (A6-4012) ※8	(支援2で週1回)	200
生活機能向上連携加算 II (15-4002) ※8	あり	200/月	生活機能向上連携加算 II 2 (リハあり) (A6-4003) ※8	(支援1・2)	100
ADL維持等加算 I (15-6338)	あり ※5	30/月	生活機能向上連携加算 II / 2 2 (リハあり) (A6-4013) ※8	(支援2で週1回)	100
ADL維持等加算 II (15-6339)	あり ※5	60/月	事業所評価加算 (A6-5005) ※7	(支援1・2)	120
口腔機能向上加算 I (15-5606)	あり ※4	150/月2回限度	事業所評価加算 (A6-5015)	(支援2で週1回)	120
科学的介護推進加算 (15-6361)		40/月	科学的介護推進加算 (A6-6311)	(支援1・2)	40
中重度ケア体制加算 (15-5306)	あり ※6	45	科学的介護推進加算 (A6-6321)	(支援2で週1回)	40
サービス提供体制加算 I (15-6099)	あり	22	サービス提供体制加算		
送迎を実施しなかった場合	減算（片道）	-47	サービス提供体制加算 I 1 (A6-6011)	(支援1)	88
介護職員処遇改善加算 I (15-6108)	あり	※1	サービス提供体制加算 I / 22 (A6-6022)	(支援2で週1回)	88
介護職員等特定処遇改善加算 I (15-6111)	あり	※2	サービス提供体制加算 I 2 (A6-6012)	(支援2)	176
介護職員等ベースアップ等支援加算 (15-6114)	あり	※9	介護職員処遇改善加算 I (A6-6100)	あり	※1
			介護職員等特定処遇改善加算 I (A6-6118)	あり	※2
			介護職員等ベースアップ等支援加算 (A6-6114)	あり	※9

- ※1 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(A)1000分の59に相当する単位数。
- ※2 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(A)1000分の12に相当する単位数。
- ※3 利用者の居宅を訪問し、浴室での利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。また、他職種と連携し環境整備に係る助言を行い個別の入浴計画を作成したときに加算する。
- ※4 口腔機能が低下している利用者に個別に口腔機能向上を目的として指導・実施した場合3ヶ月以内に限り加算します。（延長の可能性あり）
- ※5 利用者全員にBarthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し厚生労働省に提出している、かつADL利得の上位及び下位1割を除く評価対象利用者のADL利得を平均して得た値が、1もしくは2以上であると加算します。
- ※6 指定基準に規定する介護・看護職を常勤換算で2以上確保し要介護度3以上の割合が30%以上であり提供時間を通じて看護職を1以上確保している場合に加算となる。
- ※7 国保連からの通知（改善率）により算定
- ※8 外部のリハビリ専門職等と共同でアセスメントや計画書作成を実施する場合の加算となる。 また、個別機能訓練加算・運動機能向上加算の算定がある場合は100/月、算定がない場合は200/月となる
- ※9 厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、通所介護・総合事業通所サービス費の単位数の(A)1000分の11に相当する単位数。

注※ 現時点での体制予定です。今後の解釈通知等によっては変更となる場合がございます。